

## 令和 8 年第 2 回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 1 1 日（木）
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会（開議） 令和 8 年 6 月 1 1 日（木） 9 時 4 1 分宣告
4. 閉会（閉議） 令和 8 年 6 月 1 1 日（木） 1 1 時 3 5 分宣告
5. 出席議員
 

|             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 番 川 本 息 生 | 6 番 石 橋 良 行   | 1 1 番 松 本 清 孝 |
| 2 番 亀 澤 林大朗 | 7 番 村 尾 茂 樹   | 1 2 番 坪 内 涼 二 |
| 3 番 松 山 貢   | 8 番 菊 地 政 文   | 1 3 番 吉 田 雅 紀 |
| 4 番 村 上 一   | 9 番 西 尾 幸太郎   | 1 4 番 仲 吉 正   |
| 5 番 脇 田 千代志 | 1 0 番 石 田 茂 春 |               |
6. 欠席議員 なし
7. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために出席した者の職氏名
 

|                |            |         |
|----------------|------------|---------|
| 広域連合長 池 田 高世偉  | 介護保険課長     | 上 野 俊 之 |
| 副広域連合長 大 江 和 彦 | 隠岐島前病院事務部長 | 中 尾 清 司 |
| 同 坂 栄 一 秀      | 隠岐病院事務部長   | 齋 賀 光 成 |
| 同 平 木 伴 佳      | 同 総務課長     | 原 幸 一   |
| 同 曳 野 晃 夫      | 同 医事経営課長   | 藤 野 実   |
| 同 野 津 信 吾      | 診療所事務長     | 野 津 晶   |
| 事務局長 藤 野 則 子   | 消防長        | 田 中 勤   |
| 総務課長 和 田 哲 也   | 消防総務課長     | 渡 邊 秀 幸 |
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
 

|              |            |
|--------------|------------|
| 議会事務局長 山 崎 章 | 書記 高 井 美 雪 |
|--------------|------------|
9. 会議録署名議員
 

|             |             |
|-------------|-------------|
| 7 番 村 尾 茂 樹 | 8 番 菊 地 政 文 |
|-------------|-------------|
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
  - (1) 広域連合長提出議案の題目
 

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 同意第 2 号   | 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について                 |
| 承認第 1 7 号 | 令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について |
| 報告第 1 号   | 令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書について     |
| 報告第 2 号   | 令和 7 年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について         |
| 議第 2 3 号  | 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例                |

議第 24号 財産の取得について（隠岐病院MRI機器）

議第 25号 令和8年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）

議第 26号 令和8年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）

議第 27号 令和8年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

13. 選挙の経過 なし

14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任 なし

16. 議会運営委員の選任 なし

17. 傍聴者 4名

## 議事の経過

### ○議長（仲吉 正）

皆様おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会には同意案件1件、承認案件1件、報告案件2件、条例案件1件、財産の取得案件1件、補正予算案件3件を含めた9案件の上程が予定をされております。

なお、本会議閉会後には全員協議会を開催の予定にしております。

何卒、議員の皆様には慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からではございますが、ご協力を申し上げ、開会のごあいさついたします。

それでは開会前に、去る2月5日開催の第1回議会定例会において、隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました「野津信吾」氏に演台にて就任のご挨拶をお願いいたします。

### ○番外（野津副広域連合長）

皆様おはようございます。2月5日池田連合長はじめ、副連合長様方に選任をいただき、そして仲吉議長をはじめ、議員の皆様方に同意をいただきまして、副広域連合長に選任をいただきました。

大変光栄であり、また身の引き締まる思いでございます。本当にありがとうございます。

私は本当に浅学非才といえますか、経験は広域連合職員として30年やって参りましたが、なかなか思うような事業推進が自分ではできていなかったのではないかというふうに反省もいたしているところでございます。

このような私でございますので、まだまだ執行部の池田連合長をはじめ、議員の皆様方から色々と叱咤激励いただきながら、少しずつですが、成長をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、この会場にいます管理職員、また会場外にいます職員とは、どのような未来が想

像できるのか、誰のために仕事をするのかというところを、みんなで確認して、丁寧に粘り強く事業を推進していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

続きまして、去る4月1日付けで人事異動のありました執行部の自己紹介を自席からお願いいたします。

最初に藤野事務局長。

○番外（藤野事務局長）

失礼いたします。このたび4月に人事異動で事務局長を拝命いたしました藤野でございます。

皆様には、これまで議会事務局で大変お世話になり、ありがとうございました。

これからは執行部として、皆様とよい関係を築きながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

続きまして、齋賀隠岐病院事務部長。

○番外（齋賀隠岐病院事務部長）

改めまして、皆様おはようございます。

この度の人事異動で、隠岐病院事務部長を拝命いたしました齋賀でございます。

病院経営につきましては、決算数値上大きな問題はないような決算数値になってございますが、構成団体の負担金は増加を続けておりまして、特に隠岐の島町には多大なるご負担をおかけしている状況でございます。

県内公立病院、非常に厳しい経営状況ということで、各事務長とも情報共有をしておりますが、今後、在り方検討もスタートしております。

島民の皆様が、安心して医療を受けられるような持続可能な医療提供体制のために、病院一丸となって取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続きご指導、ご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

続きまして、藤野隠岐病院医事経営課長。

○番外（藤野隠岐病院医事経営課長）

おはようございます。この度、医事経営課長を拝命いたしました藤野実と申します。

医事経営課の前は地域連携室長、そして3年前は介護保険課長ということで、議会議員の皆様には大変お世話になりました。

先ほど事務部長が申した通り、病院の経営は厳しい状況であります。

ただ、今職員と一丸となって、この経営改善に取り組んでいきたいと思っておりますので、

引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

続きまして山崎会計管理者、議会事務局長。

○番外（山崎議会事務局長）

この度、出納室会計管理者及び議会事務局長を拝命いたしました、山崎章です。

広域連合の議会が活発であり、また、円滑に進みますよう努めて参りますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

以上をもちまして、自己紹介を終わります。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和8年第2回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど議会事務局からの報告の通りであります。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告9時41分）

本日の議事日程はお手元に配付の通りでございます。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「7番・村尾茂樹」議員、「8番・菊地政文」議員を指名いたします。

**日程第2. 会期の決定**

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日6月11日、1日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、会期は本日6月11日1日間と決定をいたしました。

**日程第3. 諸般の報告**

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布をいたしました、別紙1「諸般の報告書」をご参照をお願いいたします。

それでは、ここで休憩といたします。

（本会議休憩宣告9時44分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告9時49分）

#### 日程第 4. 議案上程

日程第 4.「議案上程」の件を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長より挨拶をいただきます。

##### ○番外（池田広域連合長）

おはようございます。

令和 8 年第 2 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第 2 回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、先般執行されました海士町長選挙におきまして、「大江和彦」氏がめでたくご当選され、ここに改めましてお祝いを申し上げます。

本日、副広域連合長の選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいておりますが、引き続き隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。次に、さる 2 月 5 日の第 1 回議会定例会におきまして、副広域連合長に選任されました「野津信吾」氏におかれましては、本日が就任後初めての議会であります。これから隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、令和 8 年度の主要事業である、フェリー「しげさ」の建造につきましては、6 月 9 日に広島県尾道市の内海造船株式会社において、起工式が執り行われ、令和 9 年 6 月の就航に向け、隠岐汽船株式会社と連携を図りながら建造を進めているところであります。

また、隠岐汽船株式会社における人員不足に伴う減便への対応につきましては、関係機関と連携・協働し、人員確保対策を進めているところではございますが、採用者より退職者が上回っている状況であり、今後さらなる強力な対策を講じなければならない状況であります。

さらに、イラン情勢をはじめとする不安定な世界情勢の影響により、原油価格や資材価格の高騰、物流の停滞などが懸念されておりますが、隠岐広域連合の事業におきましても、建設資材価格や工期への影響が危惧されるところではありますが、今後の動向を注視しながら、適切な事業執行に努め、職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、本定例会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

##### ○議長（仲吉 正）

以上で広域連合長の挨拶を終わります。

ここで、同意第 2 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第 2 号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「大江和彦」氏の一身上

の案件であると認められますので、除斥をお願いしたいと思います。

「大江和彦」氏の退場をお願いいたします。

只今、議題となりました同意第2号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、大江副広域連合長の任期が、5月30日で満了となりましたが、引き続き海士町長に当選されました大江和彦氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何卒よろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより「質疑」を行います。

同意第2号について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、「討論」を行います。

同意第2号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより「採決」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」原案のとおり同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「大江和彦」氏の入場をお願いします。

只今、全会一致をもちまして隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「大江和彦」氏に、演台にて就任の受託挨拶をお願いいたします。

○番外（大江副広域連合長）

議員の皆様、おはようございます。

海士町長の「大江和彦」でございます。

先ほどは、隠岐広域連合副連合長への選任同意を、賜りまして誠にありがとうございます。

5月12日に町長選挙がございまして、無投票ではありましたが、当選を果たし、

海士町政3期目を担うことになりました。

海士町にも様々な課題が山積しておりますけれども、この隠岐地域全体も、私も2期8年やって参りましたけども、大きな問題点がございます。

特に隠岐航路の問題など、緊急の克服しなければならない課題がたくさんあるわけでございます。

引き続き、隠岐の発展のために頑張りたいと思いますので、議員の皆様そして執行部の皆様方のご指導ご鞭撻を、引き続き賜りますようお願いを申し上げまして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（仲吉 正）

以上で、同意第2号を終わります。

#### 日程第5. 一般質問

日程第5.これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙2「通告一覧表」のとおりであります。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、質問される議員・執行部におかれましては、ご協力をお願いいたします。

それでは、発言を許します。

「4番・村上一議員」

#### ○4番（村上 一）

皆さんおはようございます。日本共産党の村上一です。

私は、昨年6月定例会で「隠岐汽船減便問題」について、9月の定例会で医療体制について、今年2月の定例会では、介護保険料について一般質問しました。

今回は、それらを含めて、さらに隠岐広域連合が担っている「消防」、「障がい者施設」、「宿泊施設」などの事業を総合して、「隠岐島民の命と生活を守る隠岐広域連合の役割」について質問します。

日本海の離島であるがゆえの困難さ、1つは離島航路、2つ目に医療体制、3つ目介護福祉、4つ目障がい者福祉、5つ目救急災害対策は、憲法第25条第1項に規定してある「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」からすれば、同条第2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に従い、本来国の責任で保障されなければならないと考えます。

しかし、現在の国の離島に対する施策は十分とは言えず、人の問題やお金の問題などが山積しています。

離島が抱えている困難さの対策を、まず国に対して強く要請し、国が不十分であれば、島根県に対しても要請すべきだと思います。

隠岐広域連合を構成している4町村はそれぞれに、国や県に対する要請をしていると思い

ます。

先ほどの池田町長や大江町長の挨拶にもありましたけども、本当に各隠岐の島の町村は苦労していると思っています。

隠岐広域連合としての要請行動はどのようにしているのか、また今後どのようにしていくのか、執行部の見解をまずお聞かせください。

2点目に、隠岐汽船の船員不足の問題から減便が始まり、1年が経ちます。

昨年6月に、私も隠岐汽船減便問題で4項目の質問をしました。その時に池田町長からの答弁でもありましたけども、いろいろな対策を行っていくということでした。

先ほど池田町長の挨拶にもありましたが、大変現状は厳しいものがあると認識しています。昨年6月の一般質問に対する回答では、隠岐航路振興協議会を普通、年1回開催していたものを、昨年度は複数回開いて対応していくということでした。

隠岐航路振興協議会としてどのような対策をとってきて、現状はどうであるのか、また今後の見通しについてお聞かせください。

#### ○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の一般質問についてお答えいたします。まず、1点目の「国や県に対する隠岐広域連合としての要請行動はどのようにしているのか、また今後どのようにしていくのか」についてお答えいたします。

ご承知のとおり隠岐広域連合は、地方自治法第284条第1項、「地方公共団体の組合」の規定に基づく特別地方公共団体に位置づけられます。島根県及び隠岐4町村は当広域連合の構成団体であり、事業ごとに構成団体の各部、各課と連携しながら、日々業務を推進しております。

一方、隠岐広域連合事務局は全国離島振興協議会島根県支部の業務を、総務課を中心に行っており、この全国離島振興協議会を通じて、国に対する要望活動等を実施しております。

本年6月1日に開催されました全国離島振興協議会通常総会に島根県支部として、離島航空路関連要望8件、医療体制関連要望2件を提出し、要望内容は総会決議に反映され、今後の国への要望活動に盛り込まれております。

また、平成29年に施行されました、いわゆる「有人国境離島法」について、「離島航路・航空路の運賃低廉化」、「生産活動に関する輸送コスト支援」、「雇用機会の拡充」、「滞在型観光の促進」のメニューは離島振興をリードする画期的な方策として、離島地域の社会維持になくてはならない強力な支援策となっておりますが、令和9年3月末日をもって失効する現行「有人国境離島法」の改正・延長を実現されるよう、政府および国会に強く働きかけているところであります。

ご説明申し上げましたとおり、今後も、国に対する要望は、全国離島振興協議会の活動の中で、強く、確実に実施して参りますし、構成団体である島根県に対する相談・要望等は日々の業務の中で実施して参ります。

次に、2点目の「隠岐航路振興協議会としての対策と現状、そして今後の見通し」でございしますが、減便解消に向け、必要な船員数 97 人を目指し、隠岐汽船株式会社と連携し対策を推進しております。

隠岐汽船株式会社、島根県、隠岐 4 町村、隠岐広域連合等の担当課長等で構成された「隠岐航路人材確保ワーキンググループ会議」を昨年 8 月から、これまで 4 回開催し、ひとつに「採用活動の強化」、「待遇の改善」、「職場環境の改善」の 3 つの大項目を設定し、取組内容を細分化・整理、評価指標を設定し、進捗管理を行っております。

また、島根県立隠岐水産高等学校を中心に「教育機関連携強化協議」も実施し、現役の学生との関わりが持てる対策も盛り込んでおります。

人材確保対策の現状でございしますが、令和 8 年 3 月末日現在、船員未経験者を中心に、応募者数は 28 人、うち 2 人を内定、4 月より勤務いただいておりますが、船酔い、拘束時間の長さ等を理由に退職されております。

6 月 11 日現在の、令和 8 年度採用・退職予定でございしますが、採用者 5 人、退職者 6 人であり、必要な船員数 97 人には、15 人足りない状況でございます。

船員の育成は、一朝一夕でできるものではないことは承知しており、早期に 15 人を採用できる対策はございませんが、今後も隠岐汽船株式会社と連携し、粘り強く、人材確保対策を継続し、一日も早い通常ダイヤの復帰に向けて全力で邁進して参りますので、今後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○4 番（村上 一）

ありがとうございました。先ほどの池田広域連合長の答弁に対する再質問を行います。

国に対しては、全国離島協議会で要望していくということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、2点目で質問していた隠岐汽船問題が一番島民にとっても喫緊というか、本当に数日前に山陰中央新報で報道もありましたし、隠岐汽船のホームページにも出ておりますけども、2便体制をお盆の時期以外、通年で行わざるをえない状況だということが、特に島前の方達にとって衝撃を与えたのではないかなというふうに思います。

私は昨年 6 月のときに 4 つの提案をしてプロジェクトチームを作るべきではないかというふうに言いましたけども、それに対して先ほど池田広域連合長が答弁していただきましたが、隠岐航路人材確保ワーキンググループという実際プロジェクトチームだと思いますが、それで取り組んできたということですので、努力しているということは一定の評価できると思います。

また、隠岐水産高校は船員を養成している学校ですので、私も長年隠岐水産高校で働いてきましたので、卒業生が今隠岐汽船で非常に頑張っている状況を見るとうれしくもありますが、先ほどの報告にもありました、新しく採用してもやめる人の方が多い状況っていうのは非常に憂慮しております。

昨年から対策で取り組んできているにもかかわらず、効果があらわれない、この一番の原

因は、何だというふうに総括をしておられるでしょうか。またそれを踏まえて、どのように取り組んでいくのか、具体策のようなものがあれば、広域連合としてということになりますけども、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○番外（野津副広域連合長）

村上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず定着、退職の歯止めがかからないというところは、やはり休日が少なくなっているということが一番の要因だというふうに私どもは考えております。

その対策ですが、昨年からプロジェクトチームを立ち上げまして、特にIターンの方々の応募は50名を超えており、先ほど連合長からの報告で28名というのは、その中からやる気のある方を選別させていただいて、28名の方との面談をしていただいたということになります。

ただ、やはりIターンの方ですので、船上勤務の経験がなく、やはり船酔いと、あと朝7時からフェリーが港に着くまでの19時ぐらいまでの勤務ということで、1日の勤務が長いというところも、新人の方には非常に負担になっているというふうに聞いております。

今後の対策の考え方ですが、隠岐汽船池田社長とも、いろいろ協議をさせていただいております。

隠岐汽船としては、1つには村上議員が教鞭を振るっていらっしゃった隠岐水産高校の卒業生に、一人一人、一本釣りではないですけども、ご父兄等をたどって、現在の卒業生の状況をお聞きして、隠岐汽船株式会社の方に勤務をしていただけないかというような打診を行うという、大きく広告するのではなくて、人づてに一人一人あたっていくという作業をこれまでもやっていたようですが、より細かく丁寧にやっていきたいということをおっしゃっていらっしゃいましたので、そこは隠岐汽船にお任せをしているような状況でございます。

隠岐広域連合といたしましては、このプロジェクトチームで立ち上げてできた計画ですので、これを軸にブラッシュアップができるところはやっていくということしか現在はないかと思っております。

#### ○4番（村上 一）

ありがとうございます。再々質問まで許されていますので、もう1つ質問したいと思えます。

先ほど隠岐水産高校の卒業生たどっていったというようなお話もありました。それから、なぜ採用者よりも退職者数が多いのかっていう原因も、休日がないからだという説明もありました。

島民にとっては3便体制をぜひ維持して欲しいという希望はもちろんあると思うんですけども、私も卒業生の船員たちから話を聞くと、10連勤ですとか13連勤ですとかっていうような話を聞きます。

しかも1月に3日しか休みがないとか、特に甲板員が今不足していて、そういう状況だと

いうことを聞きます。1年前のこの会議でもそうでしたし、6月の隠岐汽船株主総会でも私は発言しましたが、もっと船員を大事にして欲しいということを言いました。

私も卒業生がたくさん働いていますから、私も含めて島民、それから貨物を毎日運んでくれるってことは非常にありがたく思っておりますけども、去年のこの時期、隠岐汽船に対する島民の感情が非常に厳しいものがあるというふうに感じました。

それは会社に対して、急に何で3便から2便になるんだというような感じだったと思うんです。

しかし、会社は対策が遅れたということはもちろんあったと思うんですけども、日々働いている船員は本当に一生懸命働いているということで、この1年間の間、私もずっと船に乗るたびに働いてる船員や卒業生に話を聞くんですけども、どんどん厳しくなっていく、辞めていくので、ですから今働いている船員を本当に大事にしたり、島民みんなが感謝する、みんなで何とかどうしていったらいいかっていうことをやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私自身も少し変わってきたという感じです。

今、2便体制で大変、先ほども言いましたが島前の方が一番大変だと思うんですけども、特に知夫村が大変だというふうに思いますが、だから3便を維持することで隠岐汽船の働いてる人たちがどんどん厳しくなって辞めていく悪循環を止めないことにはどうしようもないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、これから対策立てていくと思うんですけども、今いる船員たちを本当に大事にするためにはどうしたらいいかっていうところから、ぜひ広域連合も含めて隠岐汽船と一緒に対策を立てて欲しいということと、これは突拍子もないことかもしれないんですけど最初に質問した、もっと国とか県がやるべきではないか、特に離島の場合はどこの離島も苦労していると思うんですけども、フェリー航路を維持していくということは一民間企業ができない状況だと思うんです。

そうであるならば、島根県にも今、公務員の船があります。水産練習船の「神海丸」、それから浜田の試験場にあります「島根丸」、漁業取締船の「せいふう」とかです。

隠岐汽船も、フェリー3隻、それから高速船も広域連合が作って、隠岐汽船に動かしてもらっている状況だということですので、公務員化するとか、そういうことも含めて考えなきゃいけないんじゃないかとも思ったりするわけです。

ちょっと突拍子もないことかもしれませんが、そうでもない限り、民間企業の力でやれないのではないかとこのように思ったりしますが、それに対する見解ありましたらお願いします。

#### ○番外（池田広域連合長）

最終的には今後の隠岐航路の運航についてどういった形で行っていくのか、公営的な考えも含めてということになりますが、再々質問の一連の流れの中で我々が反省すべきことも含めて、1つ申し上げたいのは、今朝も西ノ島町長と話してますけども、西ノ島町の議会の中

でも状況は十分理解できるけども、隠岐汽船という会社の説明不足、やはり広域連合というよりも離島振興協議会としましても、事前にそういった話ができる、こういったことも隠岐汽船に強く要望していかなければならないということ、事前の協議が薄い中で実施されるということは、やっぱり島民にとってはよくない。ここは我々離島振興協議会としても反省すべきであり、しっかりと申し入れをしたいと思ってます。

そして職員への環境、待遇の改善ですが、これは先ほども答弁いたしました通り、ワーキンググループの中で2番目には待遇の改善、そして3番目には職場環境の改善という大項目の中に詳細なことも含めて、進捗を管理していくということです、しっかりとその部分はワーキンググループの中でやっていきたいと思ってます。

そして3つ目になりますが、国・県への要望につきまして、私も全国離島振興協議会の副会長を拝命しております。

その中で、国には年2回は、離島振興関係国会議員すべてに要望書を持っていてありますし、今回の6月1日の総会決議の中ではしっかりと船員不足の解消という言葉を挙げておりますので、その点は今後も引き続き、強く要望して参りたいと思っております。

最終的に再々質問のお答えになりますが、会社経営が民間でいつまでできるのかというようなご指摘がございます。

公営で行くべき時代もくるのではないかとということでございますが、そういう声もあることは確かですが、まずは現行の隠岐汽船株式会社、隠岐航路をずっと運営してきたこの会社と一緒に改善を図って、しっかりとやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

#### ○4番（村上 一）

ありがとうございました。一般質問を終わります。

#### ○議長（仲吉 正）

以上をもちまして、一般質問を終わります。

### 日程第6. 議案上程

次に、日程第6.「議案上程」の件を議題といたします。

承認第17号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」から、議第27号「令和8年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第1号）」までの8案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、8案件について、提出者より、提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○番外（池田広域連合長）

それでは、承認第17号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」から、議第27号「令和8年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第1号）」までの8案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」であります。企業債の借入額の変更に伴い、資本金収入を 30 万円増額し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものです。

報告第 1 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和 7 年度予算のうち、電子カルテ更新事業及び職員宿舎整備事業につきまして、令和 8 年度に明許繰越いたしましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告をするものであります。

報告第 2 号「令和 7 年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和 7 年度予算のうち、島前分署施設整備事業及び海士出張所施設整備事業につきまして、令和 8 年度に明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告をするものであります。

議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてであります。介護保険法施行令の一部改正により、令和 7 年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額の引き上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和 8 年度における 65 歳以上の被保険者の保険料率の算定方法を令和 7 年度税制改正前と同様とする特例を設けるとともに、町村民税の非課税の範囲内で就労する者に係る特例減免を設けるため、所要の改正を行うものであります。

施行日は、公布の日からとし、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものであります。

議第 24 号「財産の取得について（隠岐病院MRI 機器）」についてであります。4 月 8 日に公募型プロポーザルにより、東京医療化学株式会社を最優秀提案者に選定しましたので、同社と契約金額 1 億 4,297 万 8,000 円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議第 25 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳出につきましては、総務費の総務管理費において、仁万の里の給湯器更新工事及び空調設備修理工事に伴う工事請負費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 666 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 23 億 7,038 万 2,000 円とするものであります。

議第 26 号「令和 8 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。補正予算第 2 条は、資本金支出を補正するものであり、令和 7 年度における企業債借入額の誤りに伴い繰上償還を行うため、企業債償還金を 40 万円増額とするものであります。

議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳出につきましては、医業費において、薬用保冷庫の購入に伴い、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 80 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 9,585 万 5,000 円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### ○議長（仲吉 正）

それでは、ここで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10 時 30 分）

会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10 時 45 分）

### 日程第 7. 質疑

日程第 7. これより「質疑」を行います。

承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」から、議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 8 案件について質疑を行います。

最初に、承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

#### ○番外（齋賀隠岐病院事務部長）

それでは、承認第 17 号「令和 7 年度病院事業特別会計補正予算第 5 号の専決処分について」ご説明をさせていただきます。

予算第 2 条におきまして資本的収入を補正するものでございます。第 1 項企業債につきまして、30 万円増額し、1 億 2,180 万円とするものでございます。

予算第 3 条につきましては、企業債の増額に伴い、企業債の借入限度額を 30 万円増額するものでございます。

令和 7 年度の医療機器購入財源につきまして、予算では事業費から補助金を除いた額の 2 分の 1 について企業債にて対応する予定としておりましたが、企業債の借入時におきまして、補助金の金額が確定をしておらず、財源不足を補うために、事業費の総額 2 分の 1 について、企業債の借入れを行うこととしたために、企業債を 30 万円増額させていただいたものでございます。

最終的には、補助金が予算額どおりつきましたので、財源としては今年度補正予算にて、また調整をさせていただいてございます。

なお、企業債借入手続きが 3 月の上旬でございまして、議会を招集させていただくと時間的余裕がございませんでしたので、専決処分ということとさせていただきます。

専決処分日は令和 8 年 3 月 2 日でございます。説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、承認第 17 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、報告第 1 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたので、お願いいたします。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

それでは、報告第 1 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明をいたします。

隠岐島前病院の建設改良費に係る繰越明許費につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告をするものであります。

職員宿舍整備事業につきましては、建築設備及び資材等の納入遅延に伴い、適正工期を確保するため、令和 8 年度へ繰り越しをしたものでございます。

繰越額は 1 億 1,380 万円で、事業完了予定日は令和 8 年 7 月 31 日といたしております。

電子カルテ更新事業につきましては、更新に伴うセキュリティ規程の整備、また新旧システム間のデータ移行に伴う調整に時間を要したため、令和 8 年度へ繰り越しをしたものでございます。

繰越額は 1 億 5,000 万円で、事業完了予定日は令和 9 年 3 月 31 日とするものであります。

説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、報告第 1 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、報告第 2 号「令和 7 年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中消防長）

それでは、報告第 2 号「令和 7 年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明いたします。

隠岐島消防署島前分署及び海士出張所施設整備事業に伴う繰り越しのご報告であります。繰越額につきましては、島前分署が 3 億 6,293 万円、海士出張所が 3 億 1,546 万 2,000 円でございます。

続きまして庁舎整備のスケジュールでございます。両施設ともに、現在建設工事中であります。

島前分署が令和9年2月完了の3月から供用開始、海士出張所が令和8年11月完了の12月から供用開始の予定でございます。説明は以上となります。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、報告第2号について質疑はございませんか。

○10番（石田 茂春）

完了が困難って、困難の理由を説明して下さい。

○番外（田中消防長）

当初、工事にかかってから造成工事からスタート、造成工事からの工期延長がずっと続いておりまして、それがスライドをして建設工事をスタートが遅れたことによって、年度内の完了が困難になったものでございます。

○議長（仲吉 正）

よろしいですか。

○10番（石田 茂春）

はい。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

○3番（松山 貢）

全体工期の遅れということですが、地盤の関係が影響だというふうにおっしゃいましたが、世界的な情勢の中で、工期とそれからコストへの影響というのが懸念されるかどうかで、もし懸念されているのであれば、どの程度今、想定されてるかを教えて下さい。

○番外（田中消防長）

世界的情勢を初めとする国際情勢の影響により、施工業者からは断熱材や防水材、塗料などの入荷が困難になっているとの報告は受けております。

現時点では、工事は概ね予定通り進んでいるところです。施工業者には資材の早期発注、遅延防止に向けた対応をお願いしているところです。

また、工事費につきましては、現時点で具体的な影響は把握しておりませんが、増額要因が生じたときには、業者と十分協議しながら、また様子を注視しながら対応し、必要な予算について早期に整備するようお願いしているところでございます。

○3番（松山 貢）

離島であるが故に、物流ですとか人材確保、一番不利な環境での施工になると思います。ただ、要求を満たしたいところですが、あまり施工業者に無理を言い続けても限界があると思うんです。

世界的な影響ですので、色んなところに不幸がないような形で、かつ消防に対する大きな

影響がないように、先々の洞察的な読みをしながらの対応を強く期待してます。以上です。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

ないようですので、次に進みます。

次に、議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

○番外（藤野事務局長）

それでは、議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

条例改正の概要でございますが、国の令和 7 年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が、55 万円から 65 万円引き上げられたことにより、所得額が低く算定され、介護保険料収入の減少が生じます。

第 9 期介護保険事業計画の期間中、令和 6 から 8 年度における保険料収入の不足を避けるため、国は介護保険法施行令を改正し、所得算定の特例を設けました。

これを受け、当広域連合においても、令和 8 年度の保険料率算定に関し、同様の特例を適用するための所要の改正を行うものでございます。

次に、条例改正の要点でございますが、税制改正に伴い、隠岐 4 町村の第 1 号被保険者の保険料段階が、不利に変動しないよう令和 8 年度の判定において、令和 7 年度と同様の基準を維持する特例措置を設けます。

（1）は附則第 2 条関係で、所得額算定の特例、本人への影響緩和についてです。

対象は、令和 7 年の給与等収入が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の被保険者、内容は、給与所得控除の引き上げ分、最大 10 万円を所得額に加算して、保険料段階を判定し、令和 7 年度までと同様な適正な段階を維持します。

（2）は附則第 3 条関係で、世帯判定基準の特例、世帯委員への影響緩和、対象は、控除引き上げにより令和 8 年度の町村民税が非課税となった世帯に、内容は、被保険者本人の保険料段階を判定する際、この世帯員をあえて課税者とみなし、世帯全員が非課税となることで、本人の保険料が下がりすぎる現象を防ぎ、激変を緩和します。

（3）は附則第 4 条関係で、就労調整者に対する減免の特例です。

対象は、令和 8 年度も非課税を維持するため、控除引き上げの範囲内で就労時間を抑える調整を行った方、内容は、本来なら非課税となるべき方が、不利益を被らないよう非課税者として判定する保険料段階まで、本人からの申請なく保険料を減免します。

施行期日は公布の日からとし、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 23 号について質疑はございませんか。

○4 番（村上 一）

説明は、ここに書いてあるので、そうかなと思うんですけど、住民にとってどうなのかっていうことだけ教えてもらいたいんです。

国が変わっても、広域連合は、昨年と同じような感じで、住民の負担が増えたり減ったりとかはしませんよということでの判断でよろしいんでしょうか。

今、おそらく今度、第 10 期の計画を作って、来年度からどうするかって話だと思うんですけど、一応今年は今まで通りの収入とか住民の負担という条例ですってという解釈でよろしいでしょうか。

以上、教えてください

○番外（藤野事務局長）

村上委員のご質問にお答えいたします。

この特例でございますが、対象者ですが、隠岐広域連合圏内でございますが、この給与所得 55 万 1,000 円から 190 万円未満の方が、被保険者 8,000 人のうち約 684 人、これは令和 7 年の収入が、まだこちらの方に到達しておりませんので、その前の年の人数でございますが、そういう方がおられます。

その中で、さらに 10 万円を足して保険料算定したとして、保険料段階 14 段階ございますけど、その狭間におられる方というのはさらに少なくて、60 人おられます。

低所得者の方なんですけど、本人非課税の方、ここに該当段階が変わるだろうとある方が、4 人ということで、8,000 人のうち 4 人の方が、もし税制改正で控除が 10 万円下がったとしても、段階が 1 つ変わってしまうという方がおられましたが、その方、1 つ変わったところで、月 33 円の増額となります。

国は、これを第 9 期 3 年間の保険料が変わらないように、全国で昨年と同様の算定の仕方をするということで、この特例を設けましたが、やはり広域連合も国の施行令が変わりましたので、このように改正しますが、さほど影響はないと見ております。大事なことは、今年度、第 10 期を策定しますので、今、基金の方も積み立てが貯まっておりますので、次期 10 期の 3 年間の保険料を、きちんと適正な保険料を見据えて策定することが大事だと思って考えております。以上です。

○議長（仲吉 正）

よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

○3 番（松山 貢）

説明の中の 2 番、条例改正においての (3) の中の就労調整について、もう少し詳しくお願いします。

### ○番外（藤野事務局長）

就労調整についてですが、65 歳以上の方で、年金をもらいながらアルバイトだったりパートであったり、そういう就労されてる方がおられまして、10 万円の控除の補助額が上がったので、まだ 10 万円非課税の範囲で働こうと思っておられる方が、10 万円まで働ける。今年 10 万円増やしても非課税で、住民税が非課税になるという調整をされる方が中にはおられると思います。

その方が、課税にならないように、逆にこちらは減免の特例なので、昨年と同様 10 万円の就労を増やしても、非課税に当たるというような特例の措置を設けておりますので、10 万円の就労というのは、非課税、課税を見据えながら働かれるアルバイトと、そういうことをされる方に対する減免措置でございます。

### ○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

質疑はないようですので、次に、議第 24 号「財産の取得について（隠岐病院MRI I 機器）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

### ○番外（齋賀隠岐病院事務部長）

それでは議題 24 号「財産の取得について（隠岐病院 MRI 機器）」についてご説明をさせていただきます。

取得する財産でございますが、隠岐病院医療機器 MRI 機器でございます。

取得の方法は、公募型プロポーザルによる随意契約でございます。

取得金額が 1 億 4,297 万 8,000 円で、契約相手は東京都にございます東京医療化学株式会社でございます。

公募型プロポーザルの状況についてご報告をさせていただきます。

審査結果につきましては、最優秀提案者を先ほど、ご報告させていただきました東京医療化学株式会社で選定をさせていただきました。

募集の経過でございますが、募集公告を令和 8 年 3 月 3 日に実施をしております。その後、参加申請の受け付け等を行いまして、プロポーザルにつきましては、令和 8 年 4 月 8 日に実施をしております。

それまでの間、選定委員会を 3 回開催して、選定の手法等を協議しております。

参加の申請団体でございますが、3 者ございまして、1 者が富士フイルムメディカル株式会社中国支社、2 者目がキャノンメディカルシステムズ株式会社山陰支店、3 者目が東京医療化学株式会社でございました。

選定の方法でございますが、選定委員会を設置しております。選定委員は、資料にあるメンバーでございます。

選定委員会において、プロポーザル時にプレゼンテーションを受けまして、ヒアリングを

行って、最優秀提案者を選定したところでございますが、審査の総評でございます。

参加した３者につきまして、非常にレベルの高い提案をいただいたというふうに考えております。離島における MRI 機器の重要性というところを十分に承知し、先端技術である AI 等を活用した性能、サポート体制についてご提案をいただきました。

導入実績や導入の費用等についても、かなり高い水準でございましたが、最終的に総合的な判断で東京医療科学株式会社ということで選定をしましたが、この会社が購入価格、それから保守費用等を含めた合算の総額費用としては、最低の業者、最低の提示をしていただいた業者であるというところでございます。説明は以上でございます。

#### ○議長（仲吉 正）

ただいま説明がありました議第 24 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないようですので、次に進みます。

次に、議第 25 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

#### ○番外（藤野事務局長）

それでは、議第 25 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費、総務管理費、仁万の里管理費において、給湯器及び男性ユニット空調設備の故障に伴い、工事請負費を増額するものでございます。

次に歳入につきましては、分担金及び負担金において、構成団体負担金を増額するものでございます。

総括につきまして、歳入歳出それぞれ 666 万 9,000 円を増額し、補正後の予算総額を 23 億 7,038 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳出、工事請負費の詳細につきまして、仁万の里給湯器更新工事についてです。

施設内には平成 25 年建設時に、計 7 台の給湯器が設置されていますが、経年劣化等により、令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月にかけて 3 台が相次いで故障し、順次更新を行って参りました。

今回は、令和 8 年 4 月、車椅子利用者用の特殊浴槽給湯器が循環ポンプの不良により新たに故障し、当該給湯器の製造メーカーが、すでに事業撤退し、部品調達及び修理が不可能な状態であるため、更新を行うものです。

工事内容は、給湯器の更新、既存機器の撤去処分、試運転調整で、事業費は 528 万 3,000 円でございます。

次に男性ユニット空調設備修理工事についてです。

本施設のエアコンは、平成 25 年の設置から約 13 年が経過しており、このうち男性ユニッ

トのエアコンについて、令和8年1月に室外機の圧縮機不良により、故障が発生したため、修理を行うものです。

工事内容は、圧縮機の交換、冷媒回路部品交換、試運転調整で、事業費は138万6,000円でございます。説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました議第25号について質疑はございませんか。

○10番（石田 茂春）

仁万の里の工事請負で、この給湯器528万3,000円、これはこれでいいんですけど、もうちょっと詳細な説明をお願いしたいんです。

例えば給湯器の更新だけど、パーセントでこんなものだとか、計画はこうだとか、撤去費用はこのぐらいだとか、どうしてこれだけの数字だけ出して、詳細の説明を出さないのかなと思います。どうですか。

○番外（藤野事務局長）

石田議員のご質問にお答えしますが、詳細について、後ほど、よくわかるもので提示させていただいてよろしいでしょうか。

○10番（石田 茂春）

はい。

○番外（藤野事務局長）

よろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

○1番（川本 息生）

工事請負等が、去年も1件か2件ほど故障であったと思うんですけど、多分おそらく仁万の里自体の設備が全体的に老朽化しているっていう問題があると思うので、壊れてから事業工事を行うと利用者さんの不便にも繋がるでしょうし、費用的な面においても、壊れてから1個ずつ直すよりも、業者に一括してその点検等、仁万の里全体の色々な機器設備があると思うので点検等して、利用期間を過ぎてるもの等、一括して交換工事した際の見積もりも含めて、1個1個やったときの見積もりと比べて、費用が圧縮できるようであれば、そのような対応していくのもありかなとは思いますが、その点どういうふうにお考えか、よろしくお願いいたします。

○番外（藤野事務局長）

川本議員のおっしゃるとおりでございます。老朽化しておりますので、今一度、点検の方をしていただくようにし、中期財政計画の方に計上して、計画的に修繕するように、見積もりし直したいと思います。

○議長（仲吉 正）

他にございますか。

（「なし」の声あり）

それではないようですので、議第 25 号については質疑なしと認めます。

なお、石田議員から説明のありました給湯器更新工事の詳細説明資料につきましては、後ほど提出をお願いいたします。

次に、議第 26 号「令和 8 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許します。

○番外（齋賀隠岐病院事務部長）

それでは議第 26 号「令和 8 年度病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明をさせていただきます。

資本的支出の企業債償還金を 40 万円増額し、1 億 7,229 万 3,000 円とするものでございます。

先ほど専決処分のところでご説明をさせていただきましたが、令和 7 年度の医療機器購入財源につきまして、補助金額が確定しておらず、財源不足を補うために、事業費の 2 分の 1 の企業債借入れを行いました。

その後、補助金の交付額が確定し、70 万 8,000 円の補助金交付がございました。これは、令和 7 年度中に交付を受けることができましたので、これについて購入財源に充当をしたところでございます。

その結果、企業債借入金におきまして、入札先等々の精査を行った結果、40 万円の超過借入という状態になりました。これを受けて、総務省等をはじめ関係機関と協議をし、今年度早期に繰上償還を行うということでまとまったところでございます。

この繰上償還を行うために 40 万円の企業債償還金について補正計上をさせていただきたいということでございます。

なお、償還の日時につきましては、本定例会で議決をいただけたら、早急に償還を行いたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました議第 26 号について質疑をお願いいたします。

○13 番（吉田 雅紀）

これはこれでわかるんですけども、設備整備の事業、これは国の方で補助率というのが決まっているにもかかわらず、その補助率通りの補助金がやってこない、ここに根本的な原因があるかと思うわけなんですけども、県の方も、しっかりと決められた以上は、しっかりとした補助率での補助金というものを、確保していただきたいという、重点要望にも掲げておるわけなんですけど、それがなかなかいかない。

公共事業ですと、これだけ要望してたけど、これだけしかきませんでした。例えば、100メートルできる道路が、今年は50メートルです。これは、こういう発注はできますけども、この設備に関しては、そういう今年度はこれだけしか予算がないから、これだけだけ、設備の一部だけ払えますからというわけにはいかないの、そこのところをしっかりと求めるような活動っていうのを強めていただきたい。

色んな要望の中で、ここの部分というのが、まだまだ弱いんじゃないかなという印象を受けてますので、この提案そのものへの質疑とはちょっと離れるかもしれませんが、その姿勢についてお伺いしたいと思います。

○番外（齋賀隠岐病院事務部長）

この医療機器関係の補助金につきまして、以前からかなり採択が厳しい状況でございました。隠岐病院におきましては、再三要望してもなかなか採択してもらえないという状況が続いておりました。

近年は、県のご配慮というか、それが良いか悪いかというところもございしますが、なるべく多くの病院に補助金を交付したいということで、補助率はございしますが、最終的に補助率の8割とかという形で補助金を、広く配分するというような取り組みを、医療政策課の方で実施をされているようでございます。

補助金ゼロというよりも、我々なかなか当たりにくい医療機関からすれば、少しでも補助金が当たればという思いがございまして、なるべくお願いしますというようなことで要望しております。

なかなか県の方も厳しい状況かなというふうに思っておりますが、そういう意味ではなるべく早く、この補助金の確定というところの事務をお願いして、こういった状況がないように、最終的な予算の時期までにはというところですが、隠岐広域連合の議会が他の町村よりも早いという状況がございまして、こういうことが起こると、他の病院では議会までに整理ができていう状況ですので、そこのところを少し隠岐病院の事情を、県の方に説明をして、少し早い交付決定、交付額の確定というところを、引き続きお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（仲吉 正）

よろしいですか。

○13番（吉田 雅紀）

はい。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは質疑なしと認めます。

次に、議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

まず、歳出についてご説明いたします。2 款医業費を薬用保冷库購入費として、80 万 3,000 円増額するものでございます。

医療機器名は薬用保冷库でございます。概要でございますが、現在、都万診療所では薬用保冷库 1 台設置し、薬品検査試薬及び予防接種用ワクチン等の保管を行っております。検査項目の増加により、試薬の保管量が増加しているほか、新規予防接種業務の受託に伴い、既存の保冷库 1 台では必要な保管スペースを確保できないため、薬用保冷库を 1 台増設し、対応するものでございます。事業費は、80 万 3,000 円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。2 款分担金及び負担金を隠岐の島町負担金として 80 万 3,000 円増額するものでございます。

総括といたしまして、歳入歳出それぞれ 80 万 3,000 円を増額し、補正後の予算額を 2 億 9,585 万 5,000 円とするものでございます。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました議第 27 号について質疑はございませんか。

○9 番（西尾 幸太郎）

これは、なぜ当初じゃなくてこの補正で予算化されてるんでしょうか、説明をお願いします。

○番外（野津診療所事務長）

今回、補正で計上させていただいた理由を、説明いたします。

昨年 BNP という医療機器を議会で承認いただき、購入させていただいたところでございます。BNP という医療機器が令和 8 年 2 月ごろに納入を行いまして、そこから診療体制の反映を行ったところでございますが、その BNP の検査試薬という血液とお薬をまぜて反応を見るという試薬がございまして、その試薬が想定より大きい試薬でございまして、さらに令和 8 年度に隠岐の島町の方から予防接種の受託を、新たに受けております。

带状疱疹の予防接種が追加になったことにより、その带状疱疹のお薬も入れないといけない、BNP の試薬も入れないといけないということで、保管量が足りなくなったため補正させていただくもので、ちょっと当初に間に合わなかったんですが、今回の 6 月の議会に上程させていただいたところでございます。以上でございます。

○9 番（西尾 幸太郎）

事情はよくわかりました。こういった機器購入には計画を持ってされるものなんで、本来

であるならば、当初で上がってこなきゃおかしいのかなというふうにも思ったので、今回質問させてもらったので、できれば説明のときに、今みたいな経緯を、丁寧に説明していただくと、こういった質問しなくても済むのかなというふうにも思いますので、今後こういったことがあったときには、ぜひ丁寧な説明に努めていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開をいたします。

**日程第 8. 討論**

日程第 8. これより「討論」を行います。

承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」及び議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」から議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 5 案件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

**日程第 9. 採決**

日程第 9. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、承認第 17 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、議第 23 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 24 号「財産の取得（隠岐病院 MRI 機器）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、議第 24 号「財産の取得（隠岐病院 MRI 機器）について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 25 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてから、議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 3 案件について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立をお願いいたします。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

よって、議第 25 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてから、議第 27 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 3 案件については、原案のとおり可決をされました。

## **日程第 10. 委員会の閉会中の継続審査**

日程第 10.「委員会の閉会中の継続審査」について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づきまして、閉会中の継続審査の申し出がございました。

申し出の内容は、「申出一覧表」のとおりでございます。

お諮りをいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定をいたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査」の件を終わります。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 1 1 時 3 5 分)

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、承認案件 1 件、報告案件 2 件、条例改正案 1 件、契約案件 1 件、補正予算 3 件の 9 案件を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

仲吉議長様をはじめ、議員各位の引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

閉会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

本日はこれをもちまして散会し、令和 8 年第 2 回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

(本会議閉会宣告 1 1 時 3 7 分)